

- 令和 8 年度 -

償却資産（固定資産税）申告のしおり

- 甲斐市 -

提出期限 : 令和 8 年 2 月 2 日（月）

提出先・お問い合わせ先：甲斐市役所 財政部 税務課 資産税係

〒400-0192 山梨県甲斐市篠原 2610

Tel 055-276-2111（代表） 055-278-1663（税務課直通）

Fax 055-278-2046

* 申告書の提出は、郵便又は直接窓口で受け付けております。またインターネットを利用した電子申告（eLTAX）もご利用できます。

* 申告書を郵送される方で申告書控えの返送を希望する場合は、必ず返信用封筒（送り先を記入し切手を貼付）を同封してください。

* 市ウェブサイトもご活用ください。

* 目次 *

1. 償却資産の申告から納税通知書送付までの流れ (p.1)
2. 償却資産とは (p.1)
3. 申告の必要な方 (p.1)
4. 申告方法と提出書類について (p.2)
5. 何を申告するのか（償却資産の範囲） (p.3)
6. 建築設備の家屋と償却の区分について (p.4)
7. リース資産について (p.5)
8. 国税（法人税・所得税）との取扱いの比較 (p.6)
9. 取得価額における消費税の取扱い (p.7)
10. 償却資産の評価方法 (p.7~p.8)
11. その他（非課税及び課税標準額の特例について） (p.8)
12. 減価率・減価残存率一覧表 (p.9)
13. 耐用年数表 (p.10)
14. 償却資産 Q&A (p.11)
15. 記入例 (p.12~p.14)

1. 債却資産申告から納税通知書送付までの流れ

毎年 1 月 2 日～12 月 31 日の間で

甲斐市内で ・事業を行っている ・債却資産を所有している



12 月中旬

市から債却資産の申告の通知が届く(前年に eLTAX で申告された方を除く)

債却資産を所有しているが、通知が届かない場合はお問い合わせください。



毎年 1 月 31 日まで

申告書を作成し、市の税務課に提出する(郵便又は窓口、電子申告 (eLTAX))



5 月上～中旬

固定資産税の納税通知書が届く

※申告の結果、免税点未満となり課税されない場合は、納税通知書は送付しません。

2. 債却資産とは

債却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入できるもののうち、その取得額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含みます。）をいいます（地方税法第 341 条第 4 号＜固定資産税に関する用語の意義＞）。

債却資産の所有者は、地方税法 383 条の規定により、毎年 1 月 31 日までに 1 月 1 日（賦課期日）現在における債却資産の所有状況について、必要な事項をその所在地の市町村長に申告する義務があります。

3. 申告の必要な方

毎年 1 月 1 日現在、甲斐市に土地及び家屋以外の事業用の債却資産（甲斐市内で貸し付けている資産も含む）を所有している法人や個人の方です。

また、該当資産がない場合もその旨の申告をお願いいたします。

例えば…

・債却資産を所有している方、債却資産を賃貸している方

※所有権移転外リースの場合、債却資産を所有している貸主の方

※所有権移転リースの場合、原則として債却資産を使用している借主の方

・債却資産の所有者がわからない場合、使用している方

・内装、造作及び建築設備等を取り付けた賃借人（テナント）等の方

4. 申告方法と提出書類について

申告書等に必要事項を記入のうえ、市税務課に提出してください。

申告書を郵送される方で申告書控えの返送を希望する場合は、必ず返信用封筒（送り先を記入し切手を貼付）を同封してください。

インターネットを利用した電子申告(eLTAX)もご利用できます。

課税標準の特例を受ける場合は、その資産が特例を受けたことを証明する書類の写しを添付してください。

●本年度初めて申告をする方（初めて申告書が届いた方）

提出書類	<ul style="list-style-type: none">・償却資産申告書・種類別明細書（増加資産・全資産用）
注意点	<ul style="list-style-type: none">・毎年1月1日現在、甲斐市内に所有している償却資産を全て申告してください。・資産種類別明細書には耐用年数、減価率（または減価残存率）及び評価額を記入してください。・償却資産をお持ちでない方は、申告書の1～7欄を記入のうえ、備考欄に「該当資産なし」と記入し提出してください。

●前年度に申告をしている方

提出書類	<ul style="list-style-type: none">・償却資産申告書・種類別明細書（増加資産・全資産用）・種類別明細書（減少資産用）
注意点	<ul style="list-style-type: none">・毎年1月1日現在、甲斐市内に所有している償却資産を全て申告してください。・前年中に増加・減少した資産をそれぞれの種類別明細に記入してください。・資産種類別明細書には耐用年数、減価率（または減価残存率）及び評価額を記載してください。・増加、減少した資産がない場合、申告書の備考欄に「増減なし」と記入してください。・償却資産をお持ちでない方は、申告書の1～7欄を記入のうえ、備考欄に「該当資産なし」と記入し提出してください。・前年以前に取得したもので、移動してきた資産については、種類別明細書（増加資産・全資産用）に記入してください。・過年度に取得した償却資産が未申告となっている場合は、過年度分の申告書も併せて提出していただきますようお願いします。

●廃業、解散、営業譲渡をした方

提出書類	<ul style="list-style-type: none">・償却資産申告書・種類別明細書（減少資産用）
注意点	<ul style="list-style-type: none">・償却資産申告書の備考欄にその旨を記入してください。 ※廃業、解散した年月日等も併せて記入してください。・営業譲渡をした方は、譲渡先も記入してください。

5. 何を申告するのか（償却資産の範囲）

業種	課税対象となる主な資産の例示
各業種共通	駐車場設備、受変電設備、舗装路面、庭園、門、塀、外構、外灯、看板（広告塔、袖看板、案内板、ネオンサイン）、簡易間仕切、応接セット、ロッカー、キャビネット、エアコン、フェンス、パソコン、コピー機、レジスター、金庫、など
小売店	商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫、など
飲食店	接客用の家具等、カラオケ機器、テレビ、放送設備、冷蔵庫、など
理容・美容業	理・美容イス、洗面設備、消毒殺菌機器、タオル蒸し機、サインポール、など
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール包装設備、など
医院・歯科医院	各種医療機器（X線装置、手術機器、歯科診療設備、ベッド、電気血圧計）、各種キャビネット、待合室用イス、など
工場	受変電設備、旋盤、ボール盤、プレス機、洗浄給水設備、構内舗装、溶接機、金型、貯水設備、福利厚生施設、など
建設業	大型特殊自動車（ブルドーザー、パワーショベル等）、フォークリフト（軽自動車税の対象でないもの）、発電機、ミキサー、建築用機械、など
娯楽業	パチンコ台、パチスロ台、ゲームマシーン、両替機、玉貸台、カード発行機、防犯監視設備、など
自動車整備業	旋盤、ボール盤、プレス、溶接機、オイルクリーナー、グラインダー、ドリル、ホーニング、コンデンサー、など
ガソリンスタンド	オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、充電器、洗車機、ジャッキ、コンプレッサー、ガソリン計量機、地下タンク、など
金属加工業	旋盤、ボール盤、フライス盤、研削盤、鋸盤、プレス盤、せん断機、溶接機、グラインダー、取付工具、切削工具、など
不動産貸付業	門、塀、外構工事、共同住宅の付帯設備（駐車場、フェンス、植栽等）、など
駐車場業	門、塀、柵、野外照明設備、舗装路面、駐車場用機械設備、料金精算装置、など
印刷業	各種印刷機、活字製造機、裁断機、など

※ただし以下の資産については申告の必要がないものになります。

- ①耐用年数が1年未満又は取得価額（1個又は1組）が10万円未満の償却資産について一時に損金算入されたもの
- ②取得価額（1個又は1組）が20万未満の償却資産を、税務会計上3年間で一括償却しているもの
- ③無形減価償却資産（特許権、実用新案権、ソフトウェア権）
- ④自動車税、軽自動車税の課税対象となるもの
- ⑤商品、棚卸資産
- ⑥生物（ただし観賞用、興行用等、事業に供しているものは申告対象になります。）、立木、果樹
- ⑦書画骨董（平成27年1月1日以前に取得したもので、減価償却資産として取り扱わないものに限る）

6. 建築設備の家屋と償却の区分について

家屋に施した建築設備のうち、家屋の所有者が所有するもので、構造上家屋と一体であるもの（以下、付帯設備という）については家屋として評価しますが、それ以外のもの（構造的に簡易に取り外しが可能であるもの等）は償却資産として取り扱います。

ただし、家屋の付帯設備を償却資産として取り扱う特別な場合もあります。（下の※を参照）

区分	家屋として取り扱うもの	償却資産として取り扱うもの
電気設備	電灯、コンセント配線、火災報知設備、電話配線、盗難用非常通報装置、呼出信号設備、ナースコール設備、テレビジョン共同聴視設備 等	自家発電設備、受変電設備、ネオンサイン、屋外照明設備、中央監視装置、屋外スピーカー、スポットライト、電話機、電球、交換機、屋外電気設備、LAN設備 等
給排水 衛生設備	屋内給水設備、屋内排水設備、中央式給湯設備、衛星器具設備 等	屋外設備、屋外水道管、屋外排水管、浄化槽、独立した給水塔、公衆浴場の元釜、補助釜、元釜槽、井戸 等
ガス設備	屋内配管、排気筒、ガスカラン 等	屋外供給本管・設備 等
空調設備	空調・冷暖房・排気設備、換気扇、ベンチレーター 等	ルームエアコン（天井埋め込み型を除く）等
その他	屋根材一体型の太陽光発電設備、避雷設備、自動扉開閉装置、エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機、固定椅子、金庫扉、造り付け家具 等	屋根材一体型でない太陽光発電設備、コインランドリーなどの洗濯設備、テント、業務用の厨房設備、取外しの容易な簡易仕切、POSシステム、カーテン・ブラインド、工場などのガス設備 等

※家屋の付帯設備（特定付帯設備）を償却資産として取り扱う特別な場合

家屋の所有者以外の者（テナント入居者等）が事業用として取り付けた家屋の付帯設備については、償却資産の対象となるため、その資産の所有者（テナント入居者等）が申告する必要があります。

付帯設備の課税区分と納税義務者について

既に完成している家屋に事業用の付帯設備を取り付ける場合…

取付者	付帯設備	課税区分	納税義務者
家屋所有者 (ビル賃貸業)	内壁・床・天井の仕上げ、電気設備、給排水設備、ガス設備 等	家屋	家屋所有者 (ビル賃貸業)
テナント事業者	内壁・床・天井の仕上げ、電気設備、給排水設備、ガス設備 等	償却資産	テナント事業者

7. リース資産について

リース資産については契約内容により、以下のように納税義務者が異なります。

リース契約の内容	資産を借りている人	資産を貸している人
通常の賃貸借契約によるリース資産 (所有権移転外ファイナンス・リース等)	×	○ 資産の所在する市町村へ 申告が必要
売買にあたるようなリース資産	○ 自己の資産として申告必要	×

※「売買にあたるようなリース」とは、ファイナンス・リースのうち期間経過後にその資産を、無償有償問わず譲渡、または無償と変わらない再リース料で再リースすることを指します。

※平成 20 年 4 月 1 日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第 64 条の 2 第 1 項、又は所得税法第 67 条の 2 第 1 項に規定するもので、取得価格が 20 万未満の資産は申告の必要はありません。

【償却資産の申告範囲まとめ】

(取得価格)

30 万円未満

個別に減価償却しているもの 等

20 万円未満

中小企業者等の少額資産特例

10 万円未満

(租税特別措置法第 28 条の 2、第 67 条の 5 等)

③リース資産

(20 万円未満)

(法人税法第 64 条の 2 第
1 項、所得税法第 67 条の
2 第 1 項)

②3 年で一括償却

(法人税法施行令第 133 条の 2 第 1 項、
所得税法施行令第 139 条第 1 項)

①一時に損金算入

(法人税法施行令第 133 条、
所得税法施行令第 138 条)

■ : 申告対象の部分

□ : 申告対象とならない部分

▼申告が必要な資産についてまとめると以下の通りとなります。

- 耐用年数 1 年以上で取得価額又は製作価額が 10 万円以上の資産
- 取得価額又は製作価額が 10 万円未満であっても税務会計上固定資産に計上している資産
- 個別償却している資産
- 企業会計上、簿外資産であっても、1 月 1 日現在事業用として使用している資産
- 資産の所有者が他の者に貸し付けて事業のために使用しているもの
- 従業員等の福利厚生の用に供するもの
- 割賦買入資産で割賦金の完済のしていないものであっても、既に事業のために使用しているもの
- 清算中の法人で自ら清算事務のために使用しているもの
- 遊休、未稼働の資産であっても 1 月 1 日現在に事業用として使用することが可能なもの
- 道路運送車両法施行規則第 2 条別表第 1 に掲げる大型特殊自動車
- 租税特別措置法の規定における中小企業者の 30 万円未満減価償却資産の損金算入の特例適用した資産

8. 国税（法人税、所得税）との取扱いの比較

項目	国税の取扱い	固定資産税の取扱い
償却計算の期間	事業年度	暦歴（賦課期日制度）
減価償却の方法	定率法、定額法の選択制度 【定率法の場合】 ・平成 24 年 4 月 1 日以降に取得した資産については「200%定率法」を適用 ・平成 19 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までに取得した資産については「250%定率法」を適用 ・平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した資産については「旧定率法」を適用	定率法（固定資産税定率法） 一般の資産は固定資産評価基準別表第 15 に定められた減価率を用いる（法人税法等の旧定率法で用いる減価率と同様のもの）
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却
圧縮記帳の制度	認められます	認められません （国庫補助金等で取得した資産で取得価額の圧縮を行ったものについては、圧縮前の取得価額を記入してください。）
特別償却、割増償却（租税特別措置法）	認められます	認められません
増加償却	認められます	認められます
評価額の最低限度	備忘価額（1 円）まで	取得価額の 100 分の 5
改良費の評価方法	原則として区分評価	区分評価
少額の減価償却資産（使用可能期間が 1 年未満か取得価額が 10 万円未満）	損金算入が可能	損金算入したものは課税対象ではない （ただし、本来の耐用年数を用いて減価償却した場合は課税対象となる。）
一括償却資産（取得価格が 20 万円未満の減価償却資産）	3 年間で損金算入が可能	損金算入したものは課税対象ではない （ただし、本来の耐用年数を用いて減価償却した場合は課税対象となる。）
中小企業者等の少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例制度（租税特別措置法）	損金算入が可能	認められません

9. 取得価額における消費税の取扱い

償却資産の取得価額に消費税分を含めるかどうかは、原則として国税の取扱いの例によって算定します。したがって次の通り取り扱われます。

事業者の区分	法人税又は所得税における固定資産の取得に係る取引の経理方法	償却資産の取得価格における消費税の取扱い
免税事業者	税込経理方式	取得価額に含める
課税事業者	税抜経理方式	取得価額に含めない
	税込経理方式	取得価額に含める

10. 債却資産の評価方法

①納税義務者

賦課期日（毎年1月1日）現在における債却資産の所有者が、納税義務者となります。

②評価額の決定

債却資産の評価は、「固定資産評価基準」の規定に基づき、債却資産の取得時期、取得価額、耐用年数に応じて、課税対象の債却資産一品ごとに評価額が決定されます。

●評価額の計算方法

前年中に取得した資産	取得価額 × (1 - 減価率 ÷ 2)
前年前に取得した資産	前年度評価額 × (1 - 減価率)

※減価率については10ページ参照

※_____は小数点第4位を四捨五入

【計算例】

資産の名称	取得年月	取得価額	耐用年数	減価率	評価額計算方法	令和8年度評価額
ルームエアコン	R7.4 (前年中に取得)	600,000円	6年	0.319	$600,000\text{円} \times (1 - 0.319 \div 2)$ $= 504,000\text{円}$	504,000円
看板 (ネオンサイン)	R5.7 (前年前に取得)	1,200,000円	3年	0.536	$1,200,000\text{円} \times (1 - 0.536 \div 2)$ $= 878,400\text{円}$ (令和6年度評価額) $878,400\text{円} \times (1 - 0.536)$ $= 407,577\text{円}$ (令和7年度評価額) $407,577\text{円} \times (1 - 0.536)$ $= 189,115\text{円}$ (令和8年度評価額)	189,115円

※評価額の最低限度額について

取得した資産は年数を重ねるごとに評価額が減少していきます。ただし、計算の結果、評価額が取得価額の 5%を下回った場合は、取得価額の 5%がその資産の評価額となります。

【例】取得価額 1,200,000 円、耐用年数 3 年の資産の場合。

この資産の評価額の最低限度額は、60,000 円が評価額の最低限度額（取得価額の 5%）となります。

耐用年数が 3 年のため、計算していくと、1~3 年目は前表の通り、4 年目で 87,749 円、5 年目で 40,715 円となり、60,000 円を下回ります。そのため、この資産の 5 年目の評価額は 60,000 円となります。

③課税標準額について

前記②で求めた決定価格（評価額）が課税標準額（千円未満切り捨て）となります。ただし、特例の適用がある場合は、決定価格に特例率を乗じた額が課税標準額となります。

※免税点について

申告する全資産の課税標準額の合計が 150 万円に満たない場合は課税されません。

ただし、申告書の提出は必要です。

④税額の計算方法



11. その他（非課税及び課税標準額の特例について）

一定の要件を満たす償却資産については、地方税法第 348 条の規定により非課税となるものがあります。また、地方税法第 349 条の 3 及び附則第 15 条の規定等による課税標準の特例制度があります。

新たに取得し、特例適用を受ける場合は「種類別明細書（増加資産・全資産用）」の摘要欄に適用法令・条項を記入し、必要書類を添付のうえ、提出してください。また、必要書類は全て写しを添付してください。

課税標準の特例制度の詳細については、市ウェブサイトをご確認ください。

12.減価率・減価残存率一覧表

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得 (1-減価率/2)	前年前取得 (1-減価率)			前年中取得 (1-減価率/2)	前年前取得 (1-減価率)
				26	0.085	0.957	0.915
2	0.684	0.658	0.316	27	0.082	0.959	0.918
3	0.536	0.732	0.464	28	0.079	0.960	0.921
4	0.438	0.781	0.562	29	0.076	0.962	0.924
5	0.369	0.815	0.631	30	0.074	0.963	0.926
6	0.319	0.840	0.681	31	0.072	0.964	0.928
7	0.280	0.860	0.720	32	0.069	0.965	0.931
8	0.250	0.875	0.750	33	0.067	0.966	0.933
9	0.226	0.887	0.774	34	0.066	0.967	0.934
10	0.206	0.897	0.794	35	0.064	0.968	0.936
11	0.189	0.905	0.811	36	0.062	0.969	0.938
12	0.175	0.912	0.825	37	0.060	0.970	0.940
13	0.162	0.919	0.838	38	0.059	0.970	0.941
14	0.152	0.924	0.848	39	0.057	0.971	0.943
15	0.142	0.929	0.858	40	0.056	0.972	0.944
16	0.134	0.933	0.866	41	0.055	0.972	0.945
17	0.127	0.936	0.873	42	0.053	0.973	0.947
18	0.120	0.940	0.880	43	0.052	0.974	0.948
19	0.114	0.943	0.886	44	0.051	0.974	0.949
20	0.109	0.945	0.891	45	0.050	0.975	0.950
21	0.104	0.948	0.896	46	0.049	0.975	0.951
22	0.099	0.950	0.901	47	0.048	0.976	0.952
23	0.095	0.952	0.905	48	0.047	0.976	0.953
24	0.092	0.954	0.908	49	0.046	0.977	0.954
25	0.088	0.956	0.912	50	0.045	0.977	0.955

減価残存率とは…

評価額を算出する際の、取得価額にかけ合わせる数字の部分のことをいいます。

前年中に取得したもの

取得価額 × (1 - 減価率 ÷ 2)

前年前に取得したもの

取得価額 × (1 - 減価率)

上記計算式の _____ 部分が減価残存率です。

13. 耐用年数表 「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」昭和40年3月31日大蔵省第15号

種類	構造又は用途	細目	耐用年数(年)	種類	構造又は用途	細目	耐用年数(年)
構築物	広告用	金属造のもの	20	工具器具及び備品	家具、電気機器	事務机、事務椅子及びキャビネット	
		その他のもの	10			主として金属製のもの	15
	舗装道路	コンクリート敷、ブロック敷 れんが敷、石敷	15		ガス機器及び家庭用品	その他のもの	8
		アスファルト敷、木れんが敷	10			応接セット	
	舗装路面	ビチューマルス敷	3		接客業用のもの		5
						その他のもの	8
	へい	鉄骨鉄筋・鉄筋コンクリート造	30		ベッド		8
		コンクリート・コンクリートブロック造	15			陳列だな及び陳列ケース	
		れんが造(その他のもの)	25		冷凍機付又は冷蔵機付のもの		6
		石造	35			その他のもの	8
		土造	20		その他の家具		
		金属造	10			接客業用のもの	5
	電気通信事業用	通信ケーブル			その他のもの		
		光ファイバー製のもの	10			主として金属製のもの	15
		その他のもの	13			その他のもの	8
機械及び装置	食料品製造業用設備		10		ラジオ、テレビジョン、 テープレコーダーその他の音響機器		5
	飲料・たばこ又は飼料製造用設備		10			冷房用又は暖房用機器	6
	プラスチック製品製造業用設備		8			カーテン、座布団、寝具、 丹前その他これらに類する 繊維製品	3
	金属製品 製造業用設備	金属被覆及び彫刻業又は 打はく及び 金属製ネームプレート	6			冷蔵庫、洗濯機、 その他類似の電気、ガス機器	6
		製造業用設備				室内装飾品	
		その他の設備	10			主として金属製のもの	15
	製本業用設備		7			その他のもの	8
	総合工事業用設備		6	看板・広告器具	看板・ネオンサイン及び気球		3
	農業用設備		7			マネキン人形及び模型	2
	林業用設備		5			その他のもの	
	倉庫業用設備		12			主として金属製のもの	10
	通信業用設備		9			その他のもの	5
	飲食店業用設備		8	理容又は美容機器			5
	洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備		13		医療機器	レントゲン、その他の電子装置使用機器	
	機械式駐車設備		10			移動式のもの、救急医療用 のもの、自動血液分析器	4
	ガソリン又は液化石油ガススタンド設備		8			その他のもの	6
	太陽光発電設備一式		17		消毒殺菌用機器		4
車両及び運搬具	自転車及びリヤカー		2			調剤機器	6
	フォークリフト		4		歯科診療用ユニット		7
	前掲以外	大型特殊自動車 (総排気量3L以上のもの)	5				
		その他のもの	4				

機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表(別表第1抜粋)、機械及び装置の耐用年数表(別表第2抜粋)

14. 債却資産Q & A

Q1 : 確定申告をしていますが、債務資産の申告もしなければなりませんか？

A1 : 確定申告（所得税）や市県民税申告（住民税）は所得に関する申告のため、別途「債務資産（固定資産税）」の申告が必要です。

Q2 : 耐用年数を過ぎた資産であっても申告が必要な資産になりますか？

A2 : 減価償却済みの資産であっても、事業用の資産である場合は、申告が必要な資産となります。

Q3 : 減価償却をしていない資産は申告の対象になりますか？

A3 : 現在、減価償却を行っていない資産でも、本来減価償却が可能な資産であれば、申告の対象となります。

Q4 : 今年中に資産の増減がない場合も申告は必要ですか？

A4 : 必要です。備考欄に「増減なし」と記載し申告をお願いいたします。（2ページ参照）

Q5 : 該当する債務資産がない場合も申告は必要ですか？

A5 : 債務資産をお持ちでない場合もその旨の申告をお願いいたします。

申告書の備考欄に「該当資産なし」と記入し提出してください。（2ページ参照）

Q6 : 今年中に廃業しましたが、次年度の申告書が届きました。申告をしなくてもよいのでしょうか？

A6 : 廃業した旨の申告をお願いいたします。備考欄に廃業した年月を記入し申告してください。

また、甲斐市の支店または営業所等が廃止された場合はその旨の申告をお願いいたします。

次年度から債務資産の申告の通知の送付は行いません。（2ページ参照）

Q7 : 他の会社から引き継いだ資産を使用する場合、どのように申告したらよいでしょうか？

A7 : 他の会社が取得した時の年月と取得価格を、そのまま記入して申告してください。

Q8 : 併用住宅で、テレビやソファなどを事業用にも家庭用にも使用している場合、使用割合に応じて申告するのでしょうか？

A8 : 固定資産税には使用割合は適用されません。そのため、取得価格の100%を記入して申告してください。

Q9 : 昨年提出した申告書に申告漏れの資産がありました。どうしたらよいですか？

A9 : 今年度の申告書とあわせて昨年度の修正申告書を提出してください。

Q10 : 申告をしない場合や虚偽の申告をした場合はどうなりますか？

A10 : 正当な理由なしに申告をしない場合は、地方税法第386条並びに市税条例第75条の規定により、過料を科せられることになるほか、地方税法第368条の規定により不足金額に加えて延滞金を徴収されることになります。

虚偽の申告をした場合は、地方税法第385条の規定により罰金等を科せられることになります。

注意1 「異動区分」の欄は、1 増加、2 減少、3 訂正 のいずれかの数字をご記載ください。

字を記載ください。

一〇九

ご記載ください。

得価額を記載ください。

「増減事由」の欄は、1. 新品取扱、2. 中古品取扱、3. 売却、4. 移動、6. その他、のいづれかの数字を記載ください。

○ 1950-1951 年度の「農業生産統計」によれば、1950 年度の米穀生産量は 1,000 万石、1951 年度は 1,050 万石と、前年比 5% の増加である。

100